

【表紙】

【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第4項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	株式会社ヤマノホールディングス
【住所又は本店所在地】	東京都渋谷区代々木一丁目30番7号
【報告義務発生日】	
【提出日】	平成22年3月25日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	
【提出形態】	
【変更報告書提出事由】	

【発行者に関する事項】

発行者の名称	堀田丸正株式会社
証券コード	8105
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所

【提出者に関する事項】

個人・法人の別	法人(株式会社)
氏名又は名称	株式会社ヤマノホールディングス
住所又は本店所在地	東京都渋谷区代々木一丁目30番7号
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

個人・法人の別	法人(株式会社)
氏名又は名称	堀田丸正株式会社
住所又は本店所在地	東京都中央区日本橋室町4丁目1番11号
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【訂正事項】

訂正される報告書の報告義務発生日	平成20年11月27日
訂正内容	平成22年3月25日提出いたしました訂正大量保有報告書(書類管理番号S0005F70)に不備がありましたので取下げて、新に「株券等の売買その他の取引の媒介、取次ぎ又は代理を行う者の名称、所在地及び連絡先を記載した書面」を添付し、訂正報告書を提出するものであります。